

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第33回）開催結果概要

1 日時

平成22年1月21日（木）午前10時から午後零時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，井堀利宏，酒巻匡，仙田満，高口秀章，
高橋宏志〔座長〕，中尾正信，二島豊太，野間万友美，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，氏本厚司総務局第一課長，本田能久総務局参事官，
手嶋あさみ民事局第一・三課長，春名茂行政局第二課長，
小田正二家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換

ア 本日の進行について

（高橋座長）

本日は，前回の検討会で確認されたとおり，民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策について，フリーディスカッションを行いたい。なお，議論の時間が相当限られているので，まず，施策の御提案のある委員から，ひととおりまとまった御提案をいただいた後に，適宜意見交換していただきたい。

イ 主に争点整理の長期化に関連する要因に関する施策について

（秋吉委員）

効率的・効果的な争点整理を実現するためには，証拠が早期に収集され，事案に即した適切な主張が早期に行われた上で，集中した議論をすること

が望ましい。争点整理手続を概念的に整理すると、証拠収集・主張提出段階、争点議論段階、争点確定段階の3つのステップに分けられる。そこで、争点整理を効率的・効果的に行うために、こうしたステップを明確に意識して進めていくプラクティスにすることはできないか。また、訴訟の実体面の進行場面において、当事者ないしその訴訟代理人の力ができる限り発揮されるような運用や制度改正が実現できないか。

当事者の証拠提出が遅いため、争点についての議論が深まらない事例も多い。また、主張を整理した後に、これと矛盾した証拠が提出され、主張整理をやり直さざるを得ない事態に陥る事例もある。そこで、文書提出命令の申立て、文書送付嘱託、調査嘱託等の証拠収集方法については、原則として、上記証拠収集・主張提出段階の期間内に申し立てなければならぬとする制度を導入できないか。

上記争点議論段階において、口頭での議論を行い、争点整理期日を活性化するために、例えば弁論準備手続の中で集中的に議論を行う期日をつけるなどの試みはできないか。

上記争点議論段階や上記争点確定段階において、争点整理に有効な時系列表、主張対比表、主張要約書面等について、事案をよく知る当事者において作成することがより迅速な審理に資する場合があるので、このような場合には、裁判所において当該書面等の提出を当事者に求めることができることを制度化することはできないか。また、準備書面の分量を制限すること、一定の分量以上の準備書面にはサマリーを記載することや、裁判所が必要と考える事項を準備書面に記載することを求めることができる制度を検討できないか。

上記3つのステップに沿って、円滑に手続を進めていくために、迅速な手続進行に協力しない当事者に対し、当事者と協議の上、実効的な措置がとれるよう、失権効の制度等の導入ないしは何らかの制裁型スキームの導

入を検討すべきではないか。現行の時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度は、故意又は重大な過失を要件としており、抑制的な運用とならざるを得ない。

単独事件の充実・迅速化のために、一定の要件等の下に、わざわざ合議に付することなく、従前の準備手続裁判官のように、端的に、単独事件において受命裁判官が争点整理や和解の試みを行うことを可能にする制度を導入できないか。

裁判に求められる真実の究明と迅速性のバランスや裁判に対する当事者のニーズは多様であるから、当事者のニーズや事件規模等に応じ、一定の事件については、多数の争点整理期日を重ねる負担を避け、また、短期間のうちに解決ができるよう、審理期間を短くする手続を作ってはどうか。

(中尾委員)

第3回報告書で指摘された「訴え提起前の調査・検討の困難性」及び「被告側特有の事情」のうち、十分な資料収集ができないことや弁護士への相談時期が遅いこと等、専ら依頼者に起因する事情は、依頼者の個性や個別事情に左右される事情といえ、また、例えば時効中断等のために準備不十分なまま訴訟提起に至る事例は、むしろレアケースといえる。弁護士の実務慣行としては、訴え提起前に相手方との間で争点整理や証拠開示を行うことは少なく、その必要性があるときは、訴訟手続の下でこれを進める場合が多い。したがって、当事者の準備不足や争点整理の前倒しを行うべきであるとの観点から訴訟提起前の準備促進のための施策を検討することは相当といえない。

また、同報告書で指摘された「弁護士と依頼者との意思疎通等の困難性」も、主に依頼者の個性や個別事情に左右される事情といえるし、「期日間の準備の短縮の困難性」や「争点の絞り込みの困難性」も、弁護士が依頼者の納得を得ながら事件を処理する上でやむを得ない事情といえる。

さらに、「審理期間に影響を与える訴訟活動」は、主に弁護士の事件処理能力・スタイルや依頼者の個別事情に起因する事情と考えられ、これらをもって普遍的な長期化要因ととらえることはできない。したがって、これらの事情等を普遍化して、要因ごとに義務違反の場合の制裁強化等の施策を検討することは相当ではなく、同報告書で指摘された「当事者（代理人を含む。）の意識」の点を含め、その対応策は、あるべき争点整理の姿の視点に立った全体的な運用上・制度上の施策の検討に収れんしていくべきである。

運用上の施策については、あるべき争点整理の姿につきコンセンサスを確立し、その実現に向けた施策を検討する、という手順を踏む必要がある。あるべき争点整理の姿や施策の検討に当たっては、期間の短縮や促進の観点だけでなく、充実、適正、実効化の観点も考慮すべきである。「実効化」とは、メリハリのついた進行を前提に、争点の明確化を通じて、当事者間での確かな主張・証拠の整理が行われるとともに、事件解決の道筋・見通しが共有化され、同時に和解の可能性が醸成されるような運営である。そのため、争点整理の施策の検討に当たっては、迅速、充実、適正のほか、裁判の利用者である当事者の納得度も考慮すべきである。

- このように、争点整理を迅速、充実、適正、実効化するために、裁判所と当事者及び双方代理人がそれぞれ果たすべき役割についてコンセンサスを確立し、また、そのコンセンサス形成を通じて、裁判所と当事者及び双方代理人の意識・姿勢の在り方を検討し、実務慣行化していくべきである。
- 制度上の施策に関しては、社会的経済的情勢が変動し、法的需要も多様化する中、多様な個性を持った事件を、すべて民事訴訟手続という一元化された手続のみで審理することの通用性・相当性について、再検討してはどうか。例えば、アパートの賃借人に対する明渡しを通常の手続で実現しようとする、得られる結果に対してコストがかかりすぎる。そこで、

労働審判等を参考モデルとして、事件の種類、軽重・難易等に相応した身の丈に合う新たな簡易手続の創設が構想できないか。

(山本委員)

訴訟手続上の制度として考えられる施策を、幅広く挙げてみたい。

第3回報告書では、当事者が準備書面の提出期限を遵守しないことにより審理が長期化している点が指摘されており、準備書面の提出期限を遵守させる制度上の施策は考えられないか。

第3回報告書で指摘されたとおり、当事者が法律上の判断に不必要な点まで事実を主張し、これが争いとなり、争点の絞り込みが困難となる場合がある。そこで、裁判所による争点整理における心証開示を強化する制度上の施策は考えられないか。

平成15年の民事訴訟法改正により計画審理が導入されたが、現状では、必ずしも十分活用されていないようである。司法制度改革審議会では、原則として審理計画を立てるべきであるとの議論もされていたところであるから、計画審理を充実させるために、現行の制度を再検討できないか。

平成8年民事訴訟法改正により弁論準備手続が導入された際、弁論準備手続終結後に攻撃防御方法を提出した当事者の説明義務の規定が設けられたが、弁論準備手続の効果としては、これでは不十分である。また、秋吉委員も指摘されたとおり、時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度は利用しづらい面がある。そこで、秋吉委員も指摘されたとおり、失権効の導入を検討しても良いのではないか。

もっとも、争点整理を促進するためには、失権効の導入だけでなく、そのための基盤となる制度が必要である。そこで、当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度(ディスクロージャー)を検討できないか。

争点整理を促進するためには、これに対するインセンティブを付与する施策も検討すべきではないか。

専門的知見を要する事案においても、また、一般的な事案においても、ADRを活用することが重要である。また、ADRで行われた争点整理の結果を訴訟手続で活用できれば、訴訟手続における争点整理を円滑化できるのではないか。和解手続に一定の期間を要していることは第3回報告書でも指摘されているところであり、裁判のシステムと裁判外の紛争処理システムとの関係を検討し、訴訟上の和解の位置づけを整理することにより、争点整理の迅速化につなげることができないか。

現在の民事訴訟制度は、当事者の手続保障に配慮した重い制度となっているが、これを多種多様なすべての紛争類型に適用することは相当でないと思われる。例えば、少額の市民間紛争や企業間紛争など双方が迅速な解決を求める事件を対象に、現在、一定の成果を上げている少額訴訟や労働審判のような迅速訴訟手続を創設できないか。

本人訴訟における争点整理の問題は、従前から議論されているところであるが、弁護士強制主義について、将来の導入に向けてどのように準備していくか、検討を始めても良いのではないか。

(野間委員)

記者として取材をしてきた経験から申し上げますと、当事者の訴訟に対する意識は様々であり、例えば、戦後補償事件において当事者本人が法廷で直接意見を述べることに意義を求める場合など、勝敗より、訴え提起それ自体や訴訟手続の過程に意義を求める事例もある。そこで、訴え提起前の段階で、当事者に対し、当事者のニーズや紛争類型に応じて、裁判外のものも含めた適切な解決手段の選択肢を提示できるような枠組みを作れば、長期化する訴訟事件を減らすことができるのではないか。

(仙田委員)

建築関係訴訟では、感情的対立から、瑕疵主張が次第に拡大する事例が少なくない。そのような意味から秋吉委員が提案された証拠収集・主張提

出の期間を限定するのは良いアイデアと思うが、証拠収集・主張提出の期間は、どのように定められるのか。

(秋吉委員)

訴訟の当初から一律に定められるものではなく、個々の事案ごとに、争点整理が進行していく中で、裁判所が当事者の意見を聴いて定めることをイメージしている。制度の枠組みについては、本検討会での議論も踏まえ、具体化されていくものと考えている。

(高橋座長)

秋吉委員が提案された準備書面の分量制限やサマリーの記載は、私も、必要な施策であると考えている。また、口頭で議論を行い争点整理期日を活性化させる必要性についても、平成8年の民事訴訟法改正の根本精神であり、賛成である。もっとも、これらの施策を制度として導入すべきかどうかについては、現在の運用上の工夫で実現できていない原因を分析した上で検討すべきではないか。

(二島委員)

新しい制度上の施策を検討することも重要だが、その運用を担う法曹の質を保つことも重要である。例えば、弁護士の研修を充実させたり、資格認定制度を設けるなどして、弁護士の専門化を図ることも考えられる。

逆に、現在、債権法の改正が検討されているのと同様に、制度自体を、一般国民でも分かるような平易なものとするアプローチも考えられる。

(山本委員)

手続法の中には、難解な規定が少なからず含まれているが、当事者の公平を図るためには、やむを得ない部分もある。逆に、手続法をすべて平易な規定に改めると、一般条項を多用することとなり、むしろ一般国民にわかりにくくなる恐れもある。

(菅野審議官)

中尾委員の御指摘のうち、あるべき争点整理の姿についてコンセンサスを確立すべきである点や、争点整理においては迅速性だけでなく充実・適正・実効化をも図る必要がある点など、総論部分については共通認識が得られていると思われる。これらを踏まえた、具体的な施策のイメージがあれば御紹介いただきたい。

(中尾委員)

現段階では、既に申し上げた新たな簡易手続の創設のほか、運用面として、争点整理のあるべき姿並びにこれを踏まえた裁判所及び当事者の役割についてコンセンサスを確立することが必要であると考えている。

(秋葉委員)

すべての裁判官が同一の方針で実務を運用するわけではないし、裁判官が新しい運用を目指そうとしても、当事者が従来への運用に固執することもあるから、運用面の施策だけを検討するのは十分でない。運用を変えるためには、制度の導入や改正などの大きなきっかけが必要である。例えば、刑事司法では、運用上の工夫で対処することも考えられるけれども、現実問題として変えることが困難であった審理の在り方を、裁判員裁判の導入をきっかけとして、大きく変えることができた。

(二島委員)

刑事司法で導入された損害賠償命令制度を、民事司法でも参考にすることはできないか。また、訴額が大きくても簡易処理になじむ事件については、少額訴訟の対象に加えることも考えられないか。

また、制度面での施策を検討する際には、制度を担う書記官等の事務負担にも目配りする必要がある。

ウ 主に証拠収集に関連する要因に関する施策について

(秋吉委員)

争点整理が適切に行われるためには、提訴前の準備が重要である。提訴

前の証拠収集処分は当事者の事前の準備，検討に重要な意味を有するが，現在，余り利用がされていない。その原因を究明し，必要があれば制度の見直しについて検討を行うべきではないか。

企業等が，個人情報保護等を理由として，文書送付嘱託に応じないケースや同意書を要求するケースが増えてきており，証拠収集に支障を来している。文書の所持者からの文書の送付を受けやすくするため，文書送付嘱託の応諾義務を明文化し，その実効性を高めることはできないか。

（中尾委員）

基本的には，証拠収集手段のメニューは，できるだけ多く，かつそれらがより活発に利用されることが望ましい。提訴前のものも含め，利用度が低い証拠収集手続は，その原因を検証・分析し，それに応じた活性化策を検討すべきであり，一律的に制裁強化に向かうのは適当でない。

検証については，進行協議等による代替方法に依存することなく，実施率の低下の原因を検証・分析し，人的態勢の整備を含む対応策を検討すべきである。

個人情報保護の過剰反応により，調査嘱託，文書送付嘱託，弁護士照会による証拠収集が拒否・制限される事態が常態化しつつある。そこで，運用において，嘱託・照会先の説得など積極的な対応を強化するほか，回答を義務化するなど制度的改善を検討すべきである。

ディスカバリーの観点から，例えば，証言録取制度など新たな証拠収集制度の導入の可否等が検討されるべきである。

（山本委員）

平成 8 年及び平成 15 年の民事訴訟法改正により，証拠収集について大きく変わったが，うまくいっていない制度も多い。その中では，文書提出命令については，文書提出義務の一般義務化はうまくいっているが，文書提出義務の更なる拡大や文書の特定の緩和等により，更に強化することが

考えられないか。

当事者照会制度及び提訴前証拠収集処分は、余り利用されていないが、利用が進まない理由を探求し、改善策を考える必要があるのではないか。

アメリカでは、デポジションにより事案の真相を解明し、トライアルの準備を行うとともに、和解が促進されている。日本においても、アメリカにおけるデポジションのような第三者の証言の事前開示の制度の導入を検討できないか。例えば、陳述書の証拠開示機能を明確化することによって実現することも考えられるのではないか。

秋吉委員及び中尾委員の指摘と同旨であるが、証拠収集を円滑化するため、個人情報保護を理由として証拠の提出を拒否できる場合を立法上明確化できないか。

証拠収集手段を強化するために、証拠の提出に応じなかった場合の制裁を強化することや、日本においても、裁判所侮辱（アメリカ及びイギリスにおける「Contempt of Court」）のような制裁制度を導入することが可能かどうか検討できないか。

（酒巻委員）

当事者照会や提訴前証拠収集処分の利用が進んでいない原因については、どのように分析されているのか。

（山本委員）

当事者照会については、一般的には、照会に応じなくても制裁がない点や裁判所の関与がない点の原因として挙げられ、提訴前証拠収集処分については、制度の枠組みが実際のニーズと対応していないことが挙げられるが、実際に利用してみると有効であったという意見もあるので、手続の理解が浸透していないことも原因として考えられるのではないか。

（二島委員）

弁護士としては、提訴見込みの事件については、わざわざこれらの制度

を利用しなくても、提訴後に既存の制度を利用すれば足りると考えていることも原因の一つかもしれない。

(中尾委員)

当事者照会については、大企業を相手方とするものにおいては、十分な回答が得られ、効果が上がる場合も多いが、市民間の紛争では効果が上がらない場合が多い。また、訴訟上の求釈明で目的を達する場合もある。

(二島委員)

証拠収集に関する施策を検討するに当たっては、各種の守秘義務と証拠の提出義務のいずれが優先するのかという点も議論しておく必要があるだろう。

(高橋座長)

弁護士法23条の2に基づく照会に関しては、政令指定都市の区長が照会に応じて弁護士会に住民の前科等を回答したことについて、損害賠償を命じた判例があり、これらの証拠収集手段を強化する場合は、個人情報保護との関係を整理する必要があるとともに、その手続を裁判所が主宰するのかどうか、その場合の裁判所の負担についても検討する必要があるだろう。このような観点から、証拠収集に関連する要因に関する施策については、運用面の施策だけでは十分でない。

証拠の提出時期について、弁護士はどのような認識を有しているのか。

(中尾委員)

弁護士は、証拠の提出時期を戦術的に決めている場合が多い。ただし、訴訟では、訴訟上の信義則に則り、フェアに活動すべきであり、証拠の後出しは戦術として適当ではない。繰り返しになるが、まずは、こういった争点整理の在り方についてコンセンサスを確立するのが重要ではないか。

(高橋座長)

証拠の提出時期については、例えば、時機に後れた攻撃防御方法の却下の活用など、運用上の工夫により改善できる余地もあるのではないか。

(秋吉委員)

時機に後れた攻撃防御方法の却下については、地裁で却下しても高裁で提出が認められる場合があり、その利用はどうしても抑制的になる面がある。そういった趣旨で、先ほどの制度論に関する提案を行った。

(酒巻委員)

制度論の施策を検討するに当たっては、どのような利用者を想定して制度を設計するのが適切かについても議論しておくべきではないか。

(山本委員)

訴訟の利用者として、本人訴訟の場合と弁護士である訴訟代理人が就いた場合とで区別するのは適当でない。例えば、あえて弁護士を付さない本人について、裁判所が後見的に関与することにより、かえって有利になるという状況が生じれば問題であろう。そこで、制度の利用者としては、基本的には、一定の水準の弁護士が訴訟代理人として就いた場合を想定すべきであると考えるが、当事者本人が弁護士を適切に選任できる基盤作りは別途考える必要がある。

(高口委員)

中尾委員が指摘されたとおり、争点整理のあるべき姿に関するコンセンサスを確立する必要があるとの点は、私も同感である。運用上の工夫に関する一定のモデルを提示してコンセンサスを確立した上で、これが慣行化されれば、裁判の迅速化につながるものと思われる。

エ 専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策及び訴訟手続以外の分野に関する施策等について

(仙田委員)

例えば、ある地域において行われているように、高裁又は地裁単位でも、裁判所と学会等の専門家組織との連携を充実化すれば、鑑定人の推薦の円滑化などが可能となるのではないか。また、その前提として、学会等は、

専門家の情報を十分に提供することが重要ではないか。

専門家が鑑定に協力するインセンティブを与えるために、鑑定書を学術的成果として、評価の対象とすることが考えられないか。

(秋吉委員)

適正、迅速な裁判を実現するためには、判断に必要な証拠が存在することが何よりも重要なので、法教育の浸透や取引内容・経過等を記録化する社会慣行・取引慣行の確立をお願いしたい。

オ 実情調査の予定について

本田参事官から、平成22年1月から同年7月までの間に、合計6回にわたって実施する実情調査の日程及び検討会委員の参加予定並びに同年1月に実施する実情調査の調査項目等について説明された。

(2) 今後の予定について

ア 今回検討する予定であった民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する制度論及び運用面の施策のうち、専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策並びに争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関する要因に対する施策については、今回、十分議論の時間を取ることができなかつたので、次回、個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策及び家事事件に関する長期化要因に関する施策と併せて、検討することとなった。

イ 次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第34回 平成22年3月18日(木)午前10時から

(以上)